

## 契 約 書(案)

支出負担行為担当官 国立療養所宮古南静園事務長 石井 竜男（以下「甲」という。）と□□□□□□□□□（以下「乙」という。）は、「園内情報システム保守管理業務」（以下「業務」という。）の請負に関し、下記条項により契約を締結する。

### 記

契約金額 金□□□□□□□円（うち消費税及び地方消費税額金 □□□□□□□円）  
月 額 金□□□□□□□円（うち消費税及び地方消費税額金 □□□□□□□円）とする。

（消費税額及び地方消費税額は、消費税法第28条第1項及び第29条並びに地方税法第72条の82及び72条の83の規定に基づき、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。）

契約保証金 免 除

#### （信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

#### （契約の目的）

第2条 乙は、別添仕様書に基づき業務を行い、甲は乙にその対価を支払うものとする。

#### （履行場所及び期間）

第3条 この契約の契約期間及び履行場所は次のとおりとする。

契約期間 令和7年4月1日から令和8年3月31日

履行場所 国立療養所宮古南静園

#### （検査）

第4条 乙は、実施した業務の内容その他の必要事項を別に定める報告書に記録し、その都度甲に報告しなければならない。

2 甲は、前項の報告を受けたときは、直ちに乙の立ち会いのもとに検査を行うものとする。

3 甲は、前項の検査によって業務の完了を確認したときは、乙に通知するものとする。

4 乙は、第2項の検査に合格しないときは、甲が指定する期限までに再点検の業務を行い、再度甲の検査を受けなければならない。

#### （契約金額の支払）

第5条 乙は、月の初日から末日までの業務について、第4条の定める検査に合格したときは、1か月分の代金を所定の手続きにより甲に請求するものとする。

2 甲は、前項の規定により乙から適法な支払い請求書が提出されたときは、これを受理した日から30日

以内に支払わなければならない。

(納期の有償延期)

- 第6条 乙は、次条に規定する事由以外の事由によって業務ができないときは、その事由を詳記して、期限内に延期を請求することができる。
- 2 甲は、前項の場合において、特にやむを得ない事情と認められるものに限り、遅滞料を徴収して延期を許すことができる。

(納期の無償延期)

- 第7条 乙は、天災地変その他自己の責に帰し難い事由により業務ができないときは、その事由を詳記して、期限内に延期を請求することができる。
- 2 甲は、前項の場合において、その請求が正当と認めたときは、遅滞料を免除して業務の延期を許すことができる。

(遅滞料)

- 第8条 遅滞料は、その期限の翌日から起算して、遅滞日数に応じ、その未納付分に相当する金額に対し、年3.0パーセントの割合で計算した額とする。

(契約の解除)

- 第9条 甲は、いつでも自己の都合によって、この契約の全部又は一部を解除することができる。
- 2 甲は、次の各号に該当するときは、この契約を解除することができる。この場合に乙は、契約金額の100分の10に相当する金額を、違約金として甲の指定する期間内に国庫に納付しなければならない。なお、第3号から第5号に該当すると認められるときは、何らの催告を要しない。
- 一 第6条及び第7条の規定により延期が認められた場合を除き、期限内に業務が履行されないとき
- 二 乙の都合により、乙が甲に対して本契約の解除を請求し、甲がそれを承認したとき
- 三 乙の責に帰する事由により、完全に契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき
- 四 甲が行う検査に際し、乙又はその代理人若しくは使用人等が職務執行を妨げ、又は詐欺その他不正行為があると認められるとき
- 五 第22条の規定に違反したとき
- 3 甲は、乙について民法第542条各項各号に定める事由が発生したときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 4 甲による本契約又は民法の各規定に基づく解除は、当該解除の理由に係る甲又は乙の責めに帰すべき事由の有無にかかわらず、これを行うことができるものとする。

(損害賠償)

- 第10条 乙は、本契約の履行又は不履行に関連又は付随して甲に損害を与えたときは、甲に対し、その損害を賠償するものとする。
- 2 乙は、この契約の履行に着手後、前条第1項による契約解除により損害を生じたときは、甲の意思表示があった日から10日以内に、甲にその損害の賠償を請求することができる。
- 3 甲は、前項の請求を受けたときは、甲が適当と認めた金額に限り、損害を賠償するものとする。

(談合等の不正行為に係る解除)

- 第11条 甲は、本契約に関して、次の各号の一に該当するときは、何らの催告を要せず、本契約の全部又は一部を解除することができる。
- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人（乙又は乙の代理人が法人の場合にあっては、その役員又は使用人。以下同じ。）に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行ったとき、同法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行ったとき、又は同法第7条の4第7項若しくは同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき
- 二 乙又は乙の代理人が刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑の容疑により公訴を提起されたとき（乙の役員又はその使用人が当該公訴を提起されたときを含む。）
- 三 競争参加資格を有していなかったこと、又は競争参加資格等に係る申立書に虚偽があつたことが判明したとき
- 四 乙又はその役員若しくは使用人が厚生労働省が所管する法令に違反したことにより、送検され、行政処分を受け、又は行政指導を受けたとき
- 五 第3項の規定による報告を行わなかつたとき
- 2 乙は、本契約に関して、乙又は乙の代理人が独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による通知を受けた場合には、速やかに、当該通知文書の写しを甲に提出しなければならない。
- 3 乙は、第1項第3号又は第4号の事実（再委託先に係るものを含む。）を知った場合には、速やかに甲に報告しなければならない。

(談合等の不正行為に係る違約金)

- 第12条 乙は、本契約に関し、次の各号の一に該当するときは、甲が本契約の全部又は一部を解除するか否かにかかわらず、違約金（損害賠償金の予定）として、甲の請求に基づき、請負（契約）金額（本契約締結後、請負（契約）金額の変更があった場合には、変更後の請負（契約）金額）の100分の10に相当する額を甲が指定する期日までに支払わなければならない。
- 一 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条又は同法第8条の2（同法第8条第1号若しくは第2号に該当する行為の場合に限る。）の規定による排除措置命令を行い、当該排除措置命令が確定したとき
- 二 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の2第1項（同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）の規定による課徴金の納付命令を行い、当該納付命令が確定したとき
- 三 公正取引委員会が、乙又は乙の代理人に対し、独占禁止法第7条の4第7項又は同法第7条の7第3項の規定による課徴金の納付を命じない旨の通知を行ったとき
- 四 乙又は乙の代理人が刑法第96条の6若しくは同法第198条又は独占禁止法第89条第1項の規定による刑が確定したとき
- 五 前条第1項第3号、第4号又は第5号のいずれかに該当したとき
- 2 乙は、契約の履行を理由として、前項の違約金を免れることができない。
- 3 第1項の規定は、甲に生じた実際の損害の額が違約金の額を超過する場合において、甲がその超過分の

損害につき賠償を請求することを妨げない。

(違約金に関する遅延利息)

第13条 乙が前条に規定する違約金を甲の指定する期日までに支払わないときは、乙は、当該期日を経過した日から支払をする日までの日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(支払遅延利息)

第14条 甲は、自己の責に帰す事由により前条の期間内に対価を支払わないときは、遅延日数に応じ、支払金額に対し、年2.5パーセントの割合で計算した金額を遅延利息として乙に支払うものとする。

(権利義務の譲渡等)

第15条 乙は、甲の承認を得た場合を除き、この契約によって生ずる権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡又は委任してはならない。ただし、売掛債権担保融資保証制度に基づく融資を受けるに当たり信用保証協会、中小企業信用保険法施行令（昭和25年政令第350号）第1条の3に規定する金融機関、資産の流動化に関する法律（平成10年法律第105号）第2条第3項に規定する特定目的会社及び信託業法（平成16年法律第154号）第2条第2項に規定する信託会社に対して債権を譲渡する場合は、この限りでない。

2 乙は、前項ただし書きの規定による債権譲渡をすることとなったときは、速やかにその旨を書面により甲に届け出なければならない。

(属性要件に基づく契約解除)

第16条 甲は、乙が次の各号の一に該当すると認められるときは、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 法人等（個人、法人又は団体をいう。）の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員又は支店若しくは営業所（常時契約を締結する事務所をいう。）の代表者、団体である場合は代表者理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき
- 二 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもつて、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき
- 三 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき
- 四 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしているとき
- 五 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき

(行為要件に基づく契約解除)

第17条 甲は、乙が自ら又は第三者を利用して次の各号の一に該当する行為をした場合は、何らの催告を要せず、本契約を解除することができる。

- 一 暴力的な要求行為
- 二 法的な責任を超えた不当な要求行為

- 三 取引に関して脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
- 四 偽計又は威力を用いて支出負担行為担当官の業務を妨害する行為
- 五 その他前各号に準ずる行為

(表明確約)

- 第18条 乙は、前2条各号のいずれにも該当しないことを表明し、かつ、将来にわたっても該当しないことを確約する。
- 2 乙は、前2条各号の一に該当する者（以下「解除対象者」という。）を下請負人等（下請負人（下請が数次にわたるときは、すべての下請負人を含む。）及び再受託者（再委託以降のすべての受託者を含む。）並びに自己、下請負人又は再受託者が当該契約に関して個別に契約する場合の当該契約の相手方をいう。以下同じ。）としないことを確約しなければならない。

(下請負契約等に関する契約解除)

- 第19条 乙は、契約後に下請負人等が解除対象者であることが判明したときは、直ちに当該下請人等との契約を解除し、又は下請負人等に対し契約を解除させるようにしなければならない。
- 2 甲は、乙が下請負人等が解除対象者であることを知りながら契約し、若しくは下請負人等の契約を承認したとき、又は正当な理由がないのに前項の規定に反して当該下請負人等との契約を解除せず、若しくは下請負人等に対し契約を解除させるための措置を講じないときは、本契約を解除することができる。

(契約解除に基づく損害賠償)

- 第20条 甲は、第9条第2項、同条第3項、第11条、第16条、第17条及び第19条第2項の規定により本契約を解除した場合は、これにより乙に生じた損害について、何ら賠償ないし補償することは要しない。
- 2 乙は、甲が第9条第2項、同条第3項、第11条、第16条、第17条及び第19条第2項の規定により本契約を解除した場合において、甲に損害が生じたときは、その損害を賠償するものとする。

(不当介入に関する通報・報告)

- 第21条 乙は、自ら又は下請負人等が、暴力団、暴力団員、社会運動・政治運動標ぼうゴロ等の反社会的勢力から不当要求又は業務妨害等の不当介入（以下「不当介入」という。）を受けた場合は、これを拒否し、又は下請負人等をして、これを拒否させるとともに、速やかに不当介入の事実を甲に報告するとともに、警察への通報及び捜査上必要な協力をを行うものとする。

(秘密の保持)

- 第22条 甲及び乙は、この契約の履行に際し知り得た事実を第三者に洩らし、又はこの契約の目的以外に利用してはならない。

(業務内容が契約の内容に適合しない場合の措置)

- 第23条 甲は、第4条に規定する検査に合格した後において、契約の内容に適合していないこと（以下「契約不適合」という。）を知った時から1年以内に（数量又は権利の不適合については期間制限なく）その旨を乙に通知した場合は、次の各号のいずれかを選択して請求することができ、乙はこれに応じなければならない。なお、甲は、乙に対して第2号を請求する場合において、事前に相当の期間を定めて第1号の履行を催告することを要しないものとする。

- 一 甲の選択に従い、甲の指定した期限内に、乙の責任と費用負担により、業務のやり直しを行うこと
- 二 直ちに代金の減額を行うこと
- 2 甲は、前項の通知をした場合は、前項各号に加え、乙に対する損害賠償請求及び本契約の解除を行うことができる。
- 3 乙が契約不適合について知り若しくは重大な過失により知らなかつた場合、又は契約不適合が重大である場合は、第1項の通知期間を経過した後においてもなお前2項を適用するものとする。

(紛争又は疑義の解決方法)

- 第24条 この契約の履行に当たり、甲及び乙間に紛争又は疑義が生じた場合は、必要に応じ甲乙協議の上、解決するものとする。
- 2 本契約の準拠法は日本法とし、本契約に関する一切の紛争については那覇地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(存続条項)

- 第25条 本契約の効力が消滅した場合であっても、第9条第2項、第10条、第12条、第13条、第14条、第18条、第20条、第22条、第23条、第24条及び本条はなお有効に存続するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各自1通を保有する。

令和 7 年 4 月 1 日

甲 沖縄県宮古島市平良字島尻888番地  
支出負担行為担当官  
国立療養所宮古南静園事務長 □□□□□□□

乙

## 園内情報システム保守管理仕様書

- ・国立療養所宮古南静園（以下「当園」という）における、園内情報システムその他当園内における業務ネットワークの円滑な運用に資することを目的として、本仕様書を策定する。
- ・業務履行にあたっては、以下の要件を満たす者（以下「常駐者」という）を当園に1人以上配置すること。
  - ① 当園の園内ネットワークにかかる問い合わせ、トラブル等について十分に対応できる知識及び技量を持っていること。
  - ② 当園での常駐が可能な日（以下「常駐日」という）を1週あたり2日以上設けること。なお、常駐日については当園と協議のうえ決定すること。
  - ③ 常駐日における常駐時間は原則8時30分から17時15分とすること。
  - ④ 常駐日以外においても、可能な限り当園からの連絡に応答できる体制を整えることが望ましいこと。なお、官庁閉庁日及び土日祝祭日については原則この限りではないこと。
- ・厚生労働省の情報セキュリティポリシーを踏まえ、以下の内容を遵守し、必要に応じて関連書類を提出すること。
  - (ア) 委託先に提供する情報の委託先における目的外利用の禁止
  - (イ) 委託先における情報セキュリティ対策の実施内容及び管理体制
  - (ウ) 委託事業の実施に当たり、委託先企業又はその従業員、再委託先、著しくはその他の者による意図せざる変更が加えられないための管理体制
  - (エ) 委託先の資本関係・役員等の情報、委託事業の実施場所、委託事業従事者の所属・専門性（情報セキュリティに係る資格・研修実績等）・実績及び国籍の関する情報提供
  - (オ) 情報セキュリティインシデントへの対処方法
  - (カ) 情報セキュリティ対策その他の契約の履行状況の確認方法
  - (キ) 情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処方法
  - (ク) 情報セキュリティ監査の受入れ（必要に応じて）
  - (ケ) サービスレベルの保証（必要に応じて）
  - (コ) 情報セキュリティを確保するための体制の構築
  - (サ) 取り扱う情報の秘密保持等
  - (シ) 情報セキュリティが侵害された場合の対処
  - (ス) 情報セキュリティ対策の履行状況の報告
  - (セ) 情報セキュリティ対策の履行が不十分な場合の対処
  - (ソ) 情報セキュリティ対策の遵守方法及び管理体制等に係る確認書の提出

本契約における対象となる保守内容は以下のとおりとする。

- ・園内 LAN (ローカルエリアネットワーク) 関連の動作不良への対応を行う。
  - ① 園内 LAN の設定及びトラブルへの対応。
  - ② 園内 LAN 端末の設定及びトラブルへの対応。
  - ③ 園内 LAN 及び LAN 端末の情報収集、整理及び管理を行う。
  - ④ 園内 LAN 用のメールサーバーの保守管理を行う。
  - ⑤ 園内 LAN 用のメールアカウントの追加及び削除の対応を行う。
  - ⑥ 無線アクセスポイントの設定、不具合対応。
- ・ネットワーク機器の監視 (ネットワークシステムの使用状況監視、調整、コンサルティング)
- ・園内各部署からのネットワークトラブルについて問い合わせへの対応
- ・園内 LAN 及び統合ネットワークの異常に伴う配線工事にかかる初期対応
- ・統合ネットワーク用メールアカウント設定にかかる初期対応
- ・統合ネットワークのサーバに関するトラブル、異常発生等にかかる初期対応
- ・今後導入される医療システム全般、ネットワーク全般に関するトラブル、異常発生時における初期対応及び助言等

#### その他報告関係

- ・常駐日における業務内容について、所定様式にて日々報告を行うこと。なお、当該様式については当園と協議のうえ決定すること。
- ・園内における業務ネットワークにかかる会議が開催される場合、当園より必要に応じて常駐者に参加を求める場合があること。この場合、可能な限り参加に応じること。